

通告5番、3番議員 熊田和人君。

3 番 通告5番 3番議員、熊田和人でございます。

私は1、町消防団及び特別職非常勤職員の報酬についてと

2、町道の交通安全対策についてを質問いたします。

一つ目の町消防団及び特別職非常勤職員の報酬についてですが、ことし4月に神戸市中央消防団全10分団で、一旦個人口座に振り込まれた団員報酬を全額集め、懇親会費等に充てていたことが発覚いたしました。総務省消防庁は「懇親の経費に公費を充てることは認められない。全額上納が強制であれば公費をプールしていることになる」と警告しています。この記事を報じて1カ月、報酬を分団が管理していることへの異論が全国の団員から相次いでいて、総務省消防庁は個人支給を再三指導しているが、各自治体は徴収は消防団側の問題として改善の動きが鈍いそうであります。このような事例を踏まえ、大井町での現状を伺います。

一つ目、大井町消防団の報酬についてはどのような流れになっているのでしょうか。

二つ目、特別職非常勤職員の報酬についてはどのような流れになっているのでしょうか。

三つ目、神戸市の事例のようなことが消防団及び特別職非常勤職員の組織で存在しているのか。存在していれば町の見解をお伺いいたします。

2点目の、平成19年第2回定例議会において、同僚議員が町道の車両速度抑制対策について一般質問をされ、交通事故の内容を見ますと、起因は出会いがしらの追突が圧倒的に多く、双方の起因による事故が町全体の事故の約60%になり、発生場所は全体の約半分が身近な町道、いわゆる生活道路で発生しており、見通しの悪い生活道路を速度を落として周囲を確認しながら走ることができれば交通事故は大きく減少すると考えられると問題定義されました。当時の答弁は解決策を研究しているところとありましたが、10年以上たった現在でも解決しているとは到底思えません。よって次の項目について伺います。

一つ目、特に町道21号線は、速度規制がないためか車両速度が極めて速い車両が多く、近隣住民は危険を感じ得ていますが町の対策は。

2点目、町道において、警戒標識は町単独で設置できるとのことだが、設置すれば注意喚起になると思われませんが、見解をお伺いします。

以上、御答弁よろしく申し上げます。

町 長 通告5番、熊田和人議員の町消防団及び特別職非常勤職員の報酬について、そしてそれに3点、町道の交通安全対策について、また2点頂戴しているわけでございます。

まずは、消防団及び特別職非常勤職員の報酬についての御質問でございますが、消防団につきましては御存じのとおり消防組織法第9条により市町村の消防機関であり、その構成員である消防団員は、権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員である一方、ほかに職業を持ちながら、みずからの意思に基づく参加、いわゆるボランティアとしての性格もあわせて有しておるものでございます。また、その活動は多岐にわたります。火災の鎮圧はもとより地震、風水害など大規模災害時では、常備消防と連携し被災者の救助・救出、町民の避難誘導・警戒等に関する業務や、平常時においては、みずからの訓練はもちろん町民に対する訓練指導や、火災予防、防災知識の普及・啓発といった広報活動など、地域の安全・安心を守る組織として欠かせない役割をいただいているというような状況でございます。

幸い本町においては近年、大規模な災害は発生しておりませんが、消防団の重要性については言うまでもなく、特に危惧される大規模災害に対応するためには、常備の消防力だけでは不十分であり、日ごろから地域に密着した消防団の存在は極めて重要で、「自分たちの地域は自分たちで守る。」という、その自覚に加え、指導的役割についても欠かせない存在であるとともに、地域住民から寄せられる期待も大変大きいものであります。

消防の歴史は、昭和23年の「消防組織法」により、市町村長が消防の組織と運営の管理に当たることになり、「自治体消防」に移行され、あわせて救急業務が法制化され、救急体制の整備が始まったものでございます。それ以降、常備化が進められ、足柄地域におきましては、昭和46年に5町による足柄消防組合を設置いたし、足柄消防組合を経て平成25年には2市5町による広域消防として、小田原市へ事務委託に至り、新たな消防体制として小田原市消防本部がスタートしたところでございます。消防体制も着実に整備が進み、常備消防と消防団が両輪となって地域の安全安心に大きな役割を担っていただいております。

特に戦後最大の災害となった阪神淡路大震災では、倒壊した建物、家屋の下敷きになって多くの人々が亡くなりましたが、その中で消防団が地域の人たちと協力していち早く倒壊家屋の下から生き埋めになっている人たちを救い出したりというようなことが多くみられたり、また、消防団から1個1個安否の確認をしているというようなことも消防団の大きな活躍でありました。また、東日本大震災では、消防団員がみずから被災にあつたにもかかわらず、水門等の閉鎖や住民の避難誘導、救助活動など、誰よりも真っ先に現場に駆けつけ、そして最後まで活動する

ことを余儀なくされておりました。また、数日前でございますが、島原の噴火のときも多く消防団が犠牲になったというようなことございまして、このように、大きな災害になればなるほど地域防災の中核となる消防団の果たす役割は、非常に重要であることが改めて再認識されたところでございます。

現在、いつ発生してもおかしくないと言われている東海地震では、阪神・淡路大震災を上回る甚大な被害が想定され、また、台風、豪雨災害などの大規模災害に対応するため、町の取り組みはもちろんのこと、地域の防災力を高めていくことが重要で、より一層、地域防災の中核である消防団に対する期待が高まっておるところでございます。

また、時によっては行方不明者の捜索等を消防団に委ねる場合も当町においてもあるわけございまして、当町の安全・安心のかなめに位置するのは消防団員であろうかと。消防団の皆様方に大変敬意をあらわさなければならない、そんな思いでございます。

こうした中、近年では就業構造や国民意識の大きな変化に伴い、新たに団員として入団する若年層が減少する一方、団員の高齢化が進行しており、またあわせて団員不足が懸念されておるといのが今の状況にあるわけでございます。大井町も同様に分団によっては、定数に満たない分団もあり、団員確保に苦勞しておるところでございます。こうした状況は、全国的な傾向で国、県及び町が連携して消防団の充実強化を図るため、消防団の施設・装備の充実とあわせて、消防団員の処遇改善及び団員の確保など、地域の防災力を確保することを優先課題として取り組んでいるところでございます。特に団員確保に当たっては、処遇等の改善をはじめとした活動しやすい環境を整える必要があり、消防団に対する地域住民の理解はもとより、地域の事業者、自治会など地域ぐるみで取り組む必要があるものと考えております。私も機会がありまして、世界ボランティア消防の大会が東京ドームでありましたときに参加する機会がありました。いわゆる行政消防といいますか、いわゆる消防本部といいますか、そういうような組織で日本はどこの自治体にもそういう組織にはほとんど加入しております。広域消防だとかというような形で。しかしながら、世界的にはほとんどのボランティア消防で運営されているというところが多いわけございまして、どんな行政消防の力強い組織が東京のようにあっても、消防団というのはどこにも組織してあるものであり、地域住民との密接なつながりの中で活動していただいているというような状況であろうかと。

それらの中で1点目の御質問でございますが、消防団の報酬についてはこうした消防団活動に対する苦勞に報いるため、消防組織法第23条により、それぞれの市町村条例により定められているところでございます。大井町におきましても、大井町消防団条例に基づき支給しており、具体的な支給方法については前期・後期の二期に分け、9月末と3月末の年2回の支払いとしており、団員個人名義で支給しております。振込先については、本部については個人の口座に支払い、分団員については分団の口座に一旦振り込みをし、分団を通じて各分団員へ支給しているといった状況でございます。

2点目の特別職非常勤職員の報酬についてはどのような流れになっているのかというようなことでございますが、町の特別職非常勤職員の報酬につきましては、「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」にその報酬の額や支給方法に関する規定が備わっており、特別職非常勤職員に報酬を支払う際の根拠としております。

支給方法については、その職の活動頻度などに鑑み、日額や年額といった区分に仕切られ、その活動の実態に即して報酬を支払っており、支払い事務はその特別職非常勤職員の業務を所管する担当課がとり行っております。日額支給を基本とするものについては、4時間以内の拘束分は半日分として支給することや、年額支給の対象となっている職においては、年度途中に人の入れかわりなどがあつた場合は、月割り計算により支給することなどもこの条例の規定に基づき対応をしておるところでございます。

支払いの形態といたしましては、口座振り込みを主としておりますが、委嘱のタイミングや委嘱期間等が極めて短いなどの特殊な職務や事情にあつては、現金払いとして直接本人にお渡ししているものもでございます。なお、振込口座については、特別職非常勤職員が指定する本人名義の口座といたしておりますので、報酬の支払いについてはその報酬を受けるべく個人に支払いがなされているものと理解しております。

3点目の御質問については、これまでの答弁からもおわかりのように本町においては消防団及び特別職非常勤職員のいずれにおきましても、神戸市のような仕組みはないものと理解しております。

町道の交通安全対策というようなことでございまして、2点御質問をいただいておりますが、議員御指摘の町道25号線を含め速度規制のない一般道路については、原動機付き自転車を除き最高速度は時速60キロメートルとなっております。

また、県道72号松田・国府津線と交差する馬場公民館から、根岸上自治会館にかけての町道21号線については、特に通勤時間帯や休日等において国道255号線の渋滞時等の抜け道となっており、こうした時間帯について比較的速度の速い車両があるといった状況について、町でも認識をもっておるところでございます。

まず、速度抑制の町の対策はということでございますが、平成19年度第2回定例会の一般質問や自治会要望等を受けて、これまで行った対策といたしましては、町道21号線内の県道72号線に合流するまでの約2キロメートル区間内に限ってとなりますが、視覚的な減速を促すような、「スピード落とせ」などの速度警戒看板を9カ所、「飛び出し注意」や「スクールゾーン」などの路面標示を6カ所、「通学路」などの標識を5カ所、「赤色回転灯」を1カ所設置し、加えて速度抑制と歩行空間の改善対策として、片側の路側帯を設置しております。

なお、今年度の道路維持工事において、町道21号線の一部舗装の打ちかえについて、根岸上地内で約300メートル、坊村地内で150メートルほど施工する中で、路側帯等の道路標示の引き直しを含めて交通安全対策を検討し、引き続き整備を図ってまいります。

また、町道等全般について言えることですが、交通安全施設を設置し速度抑制対策を行うことにも限界があるものでございまして、ドライバーや自転車のルール違反やマナーの低下、また、歩行者等の不注意など、加害者及び被害者双方の過失が要因とした交通事故に対する交通安全施策を図ることも、あわせて重要となっているというような認識を持っておるところでございます。

こうした交通安全施策、いわゆる交通安全教育については、神奈川県、松田警察署等と連携をいたし、町では毎月1日と15日を「交通・防犯の日」として、朝の街頭指導や交通安全キャンペーンなどを通じて、交通事故防止と交通ルール順守やマナー向上を目的に交通安全の啓発・広報活動を実施しておるものでございます。

また、園児・児童・生徒に対しましても、各園、学校での交通安全教室を実施するとともに、交通事故に遭いやすい交通弱者である高齢者に対しては交通安全教室や講話の機会を通して交通安全教育、啓発活動の推進を図っております。

次に2点目の警戒標識の設置に対する町の見解はとのことでございます。先ほどの答弁にもあったように、路面標示を含め速度警戒看板や通学路の警戒標識の設置については、これまで速度抑制対策として一定の効果があったものと認識しております。特に町道においては、町が道路

管理者でありますので警戒標識等の設置・増設等については、町道における交通安全対策の一環として捉え、道路維持工事とのタイミングによりますが、地域住民や警察等との連携・相談をしながら、交通等に支障がないなど効果的な箇所について、随時対応・検討し、設置してまいりたいというようなことをごさいます。交通安全に対してそういうものは確かにいろいろあろうかと思しますので、やはり交通ルールの遵守、あわせてその前にマナーが上にくるもんじゃなかろうかなと思うわけをごさいます、これらがなければいくら設置してもいけませんし、また多く設置してもそれによって惑わされてしまうというようなこともあろうかと思しますので、ある程度の限度があろうかと思しますが、そういうことに町としても配慮しながらつけているというような状況をごさいます。

以上で答弁とさせていただきます。

- 3 番 再質問させていただきますが、私の認識と大分違っていたもので確認を行いながら再質問していきたいと思ひます。

ただいま町長のほうの答弁ございました消防団の報酬の件ですが、二期に分けて振り込みをしているということをごさいます、ちょっと私ここが今一つ理解できなかつたんですけど、団員個人の口座にも振り込みつつ分団の分は分団の口座に振り込むという意味合いなんですか。もう一度そこらへんも説明をお願いします。

防災安全室長 町長の答弁にあったように、その詳細につきましては本団団長、副団長でございますが、これにつきましては個人の口座に振り込んでございます。団員の報酬につきましては、分団の口座に支払わせていただいて、それぞれ分団で個人に支給するというか、そういう形をとってございます。

以上です。

- 3 番 流れはわかつたんですけど、団員の報酬、一回分団の口座に入れて各分団の分団員に支払うということではございますが、果たして団員の方たちは分団のほうからもらっているかというのは甚だ疑問に思っているわけでこの質問をさせていただいたんです。まず町はそこまで追跡されているんでしょうか。ただ単に書面だけで確認していただくだけではなくて、本当に支払われたかどうかというのを確認しているのかどうかをお聞きします。

防災安全室長 確認につきましては、結果から申し上げますと町の事務局ではやってございません。ただ、それぞれの団員につきましては請求書に基づいて団員個人に支払うということで支払ってございまして、源泉徴収票もそれぞれ個人のほうに行き渡っているものと思ひます。慣例によりまして、

従来から団員につきましてはそういった分団のいろいろな活動に使うということで受領委任という形でとってございますので、団員それぞれ
の了承のもとにこのような方式をとってございます。

以上です。

- 3 番 まさにそのことが今回神戸のほうで問題になったところなんですよ。いわゆる本人の了承云々ではなく、ほぼ強制的に、神戸の場合は1回個人のところに入って分団のほうに渡していると。大井町の場合はそれ逆になるんですけれど、例えば新しい新入団員の人たちにどうしますかとかそういう話って多分されてないと思うんです。もう皆さんがそうしているからあなたもそうしなさいよと。そう言えばそのように納得しないまま皆さん渋々かどうかわかりませんが、そういうふうになつて慣例になっているのかわかりませんが、そういうふうになっている現状だと私は認識しております。私も何人かの消防団員の方にお聞きしたところ、源泉徴収票はくるけどお金はきませんよということを聞いておりますので、私はあえてこの質問をさせていただいたんですけど、その認識というものは町は持っておられますか。

防災安全室長 議員御指摘のとおり、最終的にはそれぞれそういった形で個人に行き渡ってないということは議員おっしゃるとおりかと思えます。これも推測なんです、慣例により団が管理・運営をしているということの状況は承知しているところですが、まさにそういったことがそれぞれの分団、特に新しい団員等も含めまして、町のほうにはそういった意見、個人に支払うべきだということがありませんので、慣例により変更していないようでございます。

以上です。

- 3 番 登壇でも私言いましたけれど、総務省の消防庁が、先ほど公費をプールしているということをコメント出しているんです。ですので、私は今室長の答弁、町は知っているけど各分団でやっていますからということですけど、それは私違うと思うんですよ。国のほうであくまでも個人の団員のほうに渡しなさいよと、そういう通達だと思うんです、私は。そのことについて町はどうなのかというのを私は再度お聞きしているんですが、また答弁がもう分団にお任せみたいな感じで、私はそれはちょっと違うんじゃないかなと思うんですけど、あくまでも町のスタンスは個人にいなきやいけませんよと強く言わなきやいけないと思うんですが、いかがでしょうか。

防災安全室長 総務省の見解につきましては、町の条例もそうなんです、条例により報酬については本人に支給するというようになってございますので、町と

しましても請求に基づいて個人に支払っているものと解しています。ただそれは総務省の今回の神戸市の問題につきましても、団員が活動しているにもかかわらず個人に支払われていないという、また消防団のそういったいわゆる分団の懇親のような活動をしていないので使い道が問題だということ指摘しているんじゃないかということ考えておきまして、町の慣例により分団で預らせていただいているのは、すなわち個人で皆さんの報酬がプールされてるということで公金とは言えず、団のそれぞれみんなの持ち分で口座になってるということなので、それぞれの分団の共有物という解釈をとっていただければ何ら問題ないかと思っております。

以上です。

- 3 番 私にはそれは違うと思います。総務省の見解はそういうことは言っていないと思います。あくまでも団員の報酬として個人に支払うと。分団の口座にプールしているということを私はそれはやはり不適切だと思うんです。そのことについて私は町に再三お聞きしたいんですけど、問題ないということは私はそれはちょっとあり得ないと思うんですけど。再度お聞きします。

防災安全室長 先ほどからの慣例により消防団を介している口座につきましては、団の公金というか扱いの金額ではなくて、団員それぞれの皆さんが了承のもとに預らせてもらってる金額ということで、そういった解釈から使い道につきましてもそれぞれの団員が了承のもと懇親会であったり慰安旅行であったり、また町から支給されない装備品であったり、皆さんの了解のもと使わせていただいているということなので、皆さんで理解のもと管理・運営しているということで、町としてはあくまで個人に支払っているということで解釈しております。

以上です。

- 3 番 私の認識と大分違うんですけど、では問題ないということで私もちょっと質問させていただきますけれど、私はやはりそれは不適切というか、やっぱり問題があるなと思っております。では今後、新入団員も含めてそういう個人の報酬を分団のほうに渡しますよということを意思確認はしていただきたいと思うんです。やはり。そこで、いいですよ悪いですよということでやるんでしたら私はいいと思うんですけど、今答弁ですと皆さん了承していますという話ですけど、私は全員が全員納得して了承していると思わないです。ですので、そこは一点、今後、意思確認はしていただきたいと思います。

それと、国が2014年、平成26年に団員報酬を支払ってない消防団を公表するというのを発表していたんですけど、私も最近気づいたんですけど

ど、そのことについて大井町はその中に入っていたのかどうかお聞きします。

防災安全室長 2014年の報酬を支払わない消防団の公表につきましては、大井町は該当してございません。総務省の公表につきましては、全国の消防団の中には市町村によっては、報酬自体も支払ってない市区町村があるということで、処遇改善がされてない市町村、消防団に報酬を払ってない市町村の公表ということなんで、大井町は報酬を払ってございますので、該当しないものでございます。

以上です。

3 番 この確認なんですけれど、団員の報酬のほかに条例では出動手当、訓練手当、運転手当が出ているんですが、この手当についても一旦分団のほうに入れて形なりにも団員のほうにお渡ししているということでしょうか。

防災安全室長 議員指摘のとおり活動費等につきましても報酬と同じように分団の口座に団員につきましては支払っている状況です。

以上です。

3 番 余り納得はしないんですけれど、まあそういう答弁であればしょうがないかなと思うんですけど、2点目の特別職の非常勤職員についてもお聞きするんですが、この中にはいろんな団体もあると思うんです。例えば交通指導隊とか青少年指導員とかもろもろあると思うんですけれど、そういう団体も個人に支払われているということで、組織にプールはしていないということでしょうか。

総務安全課長 特別職非常勤職員の支給につきましては、委員等の個人の口座に振り込み、または現金で直接本人に渡している状況でございます。

以上でございます。

3 番 この特別職に関しましても、私が聞くところによるともらったって証明のものは判子押したという方はいらっしゃいますけど実際もらっていないという方がいたんですけれど、その点について町はどのように調査とか確認しているんですか。

総務安全課長 先ほど町長の答弁でもございましたとおり、実際の支払い事務につきましては各非常勤特別職の事務を所管します部署で行われておりますが、総務安全課のほうでは源泉徴収票をとり行っておりますが、その源泉徴収を送付した段階で特にもらっていないとかそういうふうな苦情はない状況にあります。

以上でございます。

3 番 では私の聞いている話とはちょっと乖離しているんですけど、ちょっと仮の話になるんですが、仮に私の話の聞いたとおりのことが行われていたのであれば、それは町としてはどのような見解でしょうか。

総務安全課長 どういう委員がどういう状況で支払われていないのかという、本人の手元にいっていないという状況は、ちょっと状況を詳細に聞いてみないと判断つきかねないところでございますが、賃金報酬等の支払いの原則から言えば現金で直接本人にお渡しするのが原則であると考えます。

以上でございます。

3 番 やはり原則は本人にお渡しするというのを今、課長答弁いただきましたので、消防団員のほうと重複しますが、やはり特別職の方も今一度私は確認をとっていただきたいと思います。本当にそういうことはないことが当然のことですけれども、少し私の聞いた話では町側の答弁と違うことが行われているようなことも聞いておりましたもので、確認はしていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

総務安全課長 各所管の課長等に照会をかけて確認等はさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

3 番 徹底した調査よろしくをお願いします。

町長 そのような御指摘をいただいたわけですが、私も消防団経験者でございますし、そちら側にも何人か数えるほどでございますけど消防団経験者がいらっしゃいます。こちらはほとんど消防団員経験者でございますし、そういう点では消防団のいろいろ培ってきたものもございまして、消防団の精神は自分たちの地域は自分たちで守る、そして夜中でも事招集がかかれば出ていく、そして現場へ行ったら一致団結で身を賭して消火活動並びにそれぞれの活動をするというようなことでございます。場合によっては白木の箱に入って帰ってこなければならぬ場合もありますし、お互いに信頼関係のもとにロープ1本でお互いを支え合うというようなこともあるわけでございますし、そういうようなことを私も経験をさせていただきました。消防団活動をやっておりまして、ある現場で筆舌に語ることのできないような恐ろしいことも経験しましたし、また、時によってはそのような指示を出させていただいたこともあるわけで、これは場合によっては親兄弟以上につき合いをしなければ消防団活動はでき得ないものがある、今でもOB会を何年に一ぺんやったりというようなことをしているわけですが、そういう活動の中で私も入ったときにその説明を受けました。私も立場になったとき説明をしました。そして、やはり協力してやったものについてきちっと開示し

て団員の了解も、また場合によっては地域内の自治会長さんの御了解もいただいたわけであります。この辺のところはそれぞれの消防、大井町にも8個分団ありますが、それぞれの伝統的なものを持った中で、歴代の分団長が御苦労されて今日に至り大変厳しい中団員確保をされているわけでございまして、我々も消防団の各分団の運営の中にはやはり入れる限度というものがございまして、この件の御指摘につきましては消防団本部三役ともいろいろ協議をさせていただいて、もっといい運営方法があるのかどうか、これは検討する必要があるんじゃないかなと思えますし、実質的それぞれの分団の運営費というのは20人の分団で12万でありますし、15人のいわゆる可搬者の分団では10万円というような少額の中で運営をしていただいておりますというような実情でございまして、過去から消防団の運営の中に入り込んで、ハッピーを脱ぐという、全員ハッピーを脱ぐから勝手に町でやってくれ、村でやってくれというようなことも過去にもあった経緯があるわけでございまして、どこまで本団が介入できるのか、町が介入できるのか、この辺のところは非常に難しい問題があるというようなことは認識をしていただきたいと思いますし、この問題は総務省がいろいろ見解をお出しになられようかと思いますが、それぞれの実情で大きく異なっております。大井町町内においてもそれぞれが異なっておりますというようなことの中で、町としましても本団にいろいろな意見を私自身が伺ってみたいというように考えております。

一つ大井町の消防団を143名ほど、その人たちが気持ちよく活動し啓発活動をしていただき、大井町から、ことがあったときは身を挺して町民を守るというような活動ができるようになって行わなければならないと私は思っておりますもので、この辺のところはそれぞれの長き慣例のある中で、悪しき慣例かもわかりませんが、この辺のところは一つ御容赦をある程度はしていただければなと思うところでございまして、いわゆるもう少しわかりやすくしていくことも必要じゃなかろうか、この辺のところは三役と話し合っていきたいと私自身考えておることを御理解いただきたいと思います。

- 3 番 私も町長の言っていること十二分にわかっておりますので、私が言いたいのは分団員がそういう流れで何も言えないという状況で了承しているのであればそれは改善したほうがいいですよということを、私はこれを言いたいんです。そういうことがないようにいろいろとやっていただければと思います。

では次の2点目に、町道の交通安全対策についてですが、特に町道21号線なんですけれど、根岸上の自治会館でいろいろ活動をやっている中

でも40キロ、50キロ出して目の前を歩いていく車が何台もあります。今町長の答弁でもいろいろ看板なり対策はされてはいるということではありますけれど、なかなか思うようになっていないというのが現状だと思うんです。そこで、こういう看板とか周知もよろしいんですけど、私はここで先ほど答弁もあったように、今年度から4年かけて町道21号線も舗装の打ちかえをやられるということで、その舗装を打ちかえたら何かしらできないかなと私いろいろ探してみました。当然皆さん御存じかと思えますけれど、例えばハンプと言われるいわゆるでこぼこですね。そういうものをつけたり、あとペイントで視覚効果でそういうハンプがあるように見せかけた舗装をしてもいいのではないかなと思うんですけど、当然もう予算の中に舗装打ちかえの予算が入っていると思うんですけど、そんなに高価なものでもないの、こういうことをテストケースという形でやってもいいのかなと思うんですけどいかがでしょうか。

都市整備課長　　今議員のおっしゃられましたハンプという道路上に盛り上げ、でっぱりという突起物、そういったものを設置する。そういう状態にする対策というの確かに考えられますが、それにつきましては一般的には私有地内等、例えばブルックスさんあそこに上がっていくところとか、小田原の大きい遊戯施設ですか、その進入と道路などに一般の民間の私有道路には見られますが、なかなか通常の町道などの一般道には見られないというか、普及していないというのが現状だと思っております。実際に結構その辺以前に比べれば改良されて音なんて余り大きくしないような響かないようにそういうものができているんだと思えますけれども、やはり少なからずそういう状況があると思えますので、やはり隣接する住民の方とかそういう方にとりましては、どうしてもどちらかといえばちょっと迷惑になるような、また子どもさんとかお年寄りなんて方についても、いざ通る場合にはちょっと危険な状況だなと思えます。ですから、担当部局というか町としましては、今までの方針としましては余り積極的には整備していけないようなものかなとは思っております。ですがそれについては、研究等をさせていただきたいと思っております。

あと、道路標示の関係でそういうふうに模倣したようなというかそういう話なんですけれども、今年度実際に工事を今ちょっと考えて検討しているものについては、今まで飛び出し注意とか、路側線とか交差点のマークとかそういうものも引き直しというのはもちろんやりますけれども、県道が72号から入ってくるあの辺に、場合によっては速度落とせの道路標示とか、あと実際に路側線の内側に同じぐらいの太さで白い点線

をやるようなドットラインというんですか、そういうものについて視覚的に狭く見せるようなそんなことも警察等のアドバイスなんてものを聞きながらそういうものも検討はしていきたいと考えております。

以上です。

- 3 番 珍しくておかしいんですけど、前向きな答弁いただいたので私はちょっとうれしいんですけど、何かしらやらないよりは私はやってみたほうがいいのかなど。それでうまくいかなければじゃあ次これしようこうしようと考えていけば私はいいのかなと思っていまして、やらないで検討・研究とかというよりはいいのかなと思っていまして、ぜひとも舗装打ちかえの折には、そういうことも含めて何かしらのことをやっていただきたいと思います。

あともう一点、警戒標識についてなんですけれど、いろんな全国の自治体見ますと、普通は丸い看板にポールがついている警戒標識が市町村で単独で設置をしているところがあるんですが、それには条例を制定してからされているということをございまして、今現在の大井町の条例を確認しましたら、そのような警戒標識に関する条例というのがなかったと思うので、できれば町でやっぱり条例を制定してそういうものも設置できるように、普通の立て看板だけでなくそういうものも設置できればより運転手も見て少しはスピードを落としてくれるのではないかなと思うんですけど、その点についていかがでしょうか。

都市整備課長

今議員のほうで条例により丸い標識というか警戒というか制限するような規制するという話でございましたのですけれども、一応標識についてはここで御質問がある警戒標識につきましては、道路管理者、町道の場合ですと町になりますけれども、国道とかそういうことになります。公安委員会とか、いろいろそうなって、いずれにしましても警戒標識については道路管理者で設置することができまして、規制標識、俗に言うスピードが30キロとか50キロとかああいう、丸い赤と青のああいう規制の標識とか指示標識というのがありますけれども、それについては公安委員会が設置するということになっておりまして、その辺を設置できるように条例を策定してその辺を設置することができるというようなことは、ちょっと私のほうとしては認識してないんですけども、基本的にはこれのそれぞれ担当する標識が既にあって、その中でそれぞれの状況に応じて標識等を設置している。道路法とか交通法とかそういう中で取り決められているものだと私のほうでは認識しております。

以上です。

- 3 番 私が規制・警戒とかいろいろ案内看板がいろいろありますけど、あくまでも警戒標識については道路管理者が設置できるということで、いわゆる町道は町が設置できると。それには条例が必要だということらしいんです。私もその条例を設置している自治体に直接聞いてわかったんですけど、そういう標識の形態、いわゆる大きさとか規格は国の国交省のものをそのまま順守しているみたいなんですけれど、やはりそういうことも考えていていただきたいなと思ってはいるんですけど、今、課長余り認識がなかったということなんですけれど、再度できるということであればぜひそうしていただきたいんですけどいかがでしょうか。

都市整備課長 できるというようなお話なんですけれども、ちょっと私の認識としては、できないんじゃないかなと思ってまして、あくまでも本当に町でできるところまでは、規制とかいう30キロ制限とか、徐行しろとか、そういう本当に強いものになると、それは要は公安委員会とか警察の管轄になりまして、もともと警戒標識については条例をつくらなくても設置することができる、そういうことで私のほうは理解しているんです。

以上です。

- 3 番 私もそこら辺の詳しい話というのはわからないんですけど、他自治体ではそういうふうに条例を制定してからの設置だっていうことも聞き及びましたもので、ちょっと今回はあえて質問させていただいたんですけど、あくまでも規制では警戒標識20種類ぐらいなんですけれど、それについてはお話なんで規制は当然課長おっしゃいましたように警察、あるいは公安委員会が管轄しておりますので、私はそこまではやっていただきたいとは思ってなくて、あくまでも町でできるようなものをしていただきたいなということで質問させていただきました。ちょっと長くなりましたけれど、何はともあれやはり今でも町道21号線に限らずほかの町道でもやはりスピードを出している車両が多いのは皆さん認識されていると思いますので、やはりそれを何とか食いとめていただきたいなということで今回質問させていただきました。何とぞ急にはできないと思いますけれど努力をしていただきたいと思ひまして質問を終わりたいと思います。

議 長 以上で、3番議員、熊田和人君の一般質問を終わります。